

⑦ 緑化面積の算定について

緑化面積は、次に掲げるものの面積の合計とします。

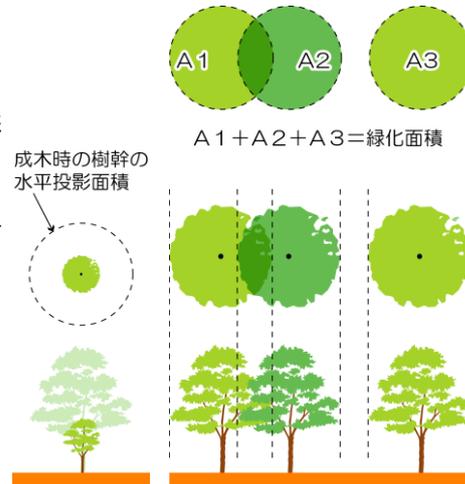
<緑化面積の算定基準>

ア 既存の樹林の場合は、その樹林を形成している土地の面積。

イ 既存の独立した樹木や高木の単木植栽については、樹冠の水平投影面積。

<樹冠の水平投影面積について>

高さ1m以上の樹木ごとの樹冠の水平投影面積は、下表に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出します。



樹木の高さ	半径	面積
高木 (成木に達したときの高さが4メートル以上の樹木)	2.1m	13.8 m ²
中木 (成木に達したときの高さが2.5m~4m未満の樹木)	1.6m	8.0 m ²
高さ1m以上の低木 (高木・中木以外の樹木)	1.1m	3.8 m ²

樹木の高さは、それぞれの樹種の成木の高さを想定して判断します。

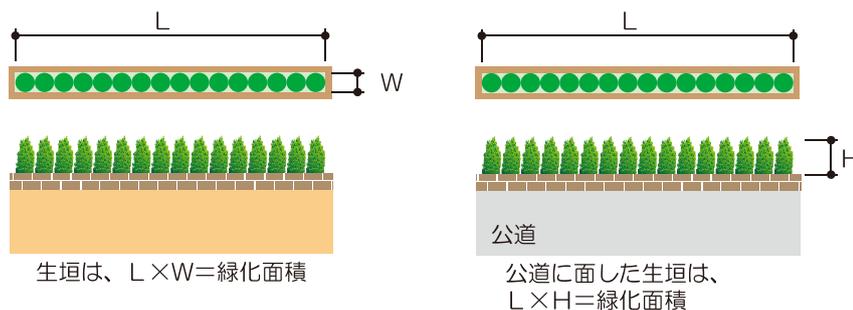
成木の高さは、「緑化樹木ガイドブック／財団法人 建設物価調査会」によるものとします。

ウ その他の樹木等については、それらの存する一団の土地の面積。

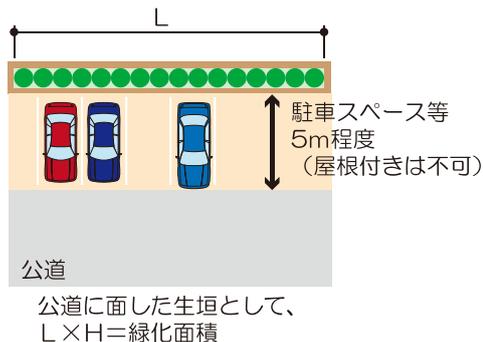
また、除草などの手入れがなされる見込みのものに限ります。

エ 生け垣は、原則としてその水平投影面積。

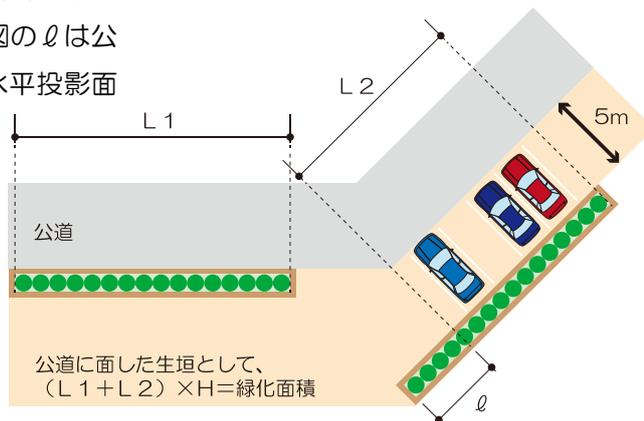
ただし公道に接するものについては、その立面積。



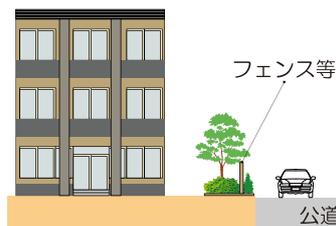
計画敷地内の道路沿いに、駐車スペースや通路等の空地（道路から5m程度）を設ける場合で、その奥に生垣を設ける場合は、公道に面した緑化面積として算出することができます。



接道部が曲がっている計画敷地内で、道路から5m以内に通路等の空地及び植込地が配置される場合、その緑化面積は、道路境界からおろした垂線によって判断します。（図の ϕ は公道に接する緑化に含まれません。水平投影面積で算出してください）

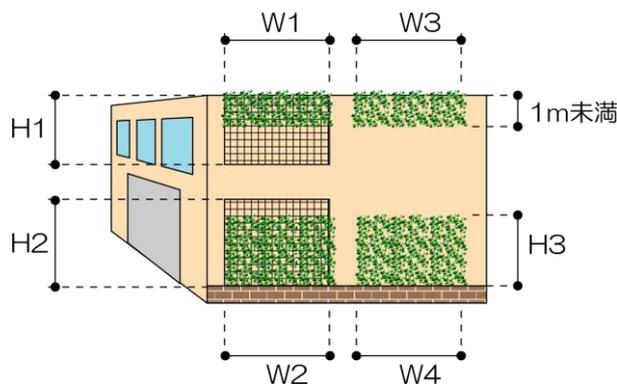


接道部にフェンス等を設ける場合には、フェンス等を道路から後退させ、道路側を緑化してください。概ね50%以上の空隙及び透過率のあるフェンスを用い、道路から樹木が確認できるならば、公道に接する緑化として認める場合があります。



オ 建築物の壁面（バルコニー、ベランダ等の外壁面を含む。）、擁壁、棚等を植物で覆う場合は、原則としてその垂直投影面積。

- 植物（つる性の植物に限らない）を支えるための補助資材を設置する場合は、その補助資材のある部分の面積とします。
- 補助資材を用いないでつる性の植物を植栽する場合は、植栽部分の延長に1mを乗じた面積とします。植栽時における高さが1mを越える場合は、植栽部分の延長に植栽時の高さを乗じた面積とします。
- a、bの場合以外では、植物のある部分を計上します。



補助資材を使用する場合 $W1 \times H1$ 、 $W2 \times H2$

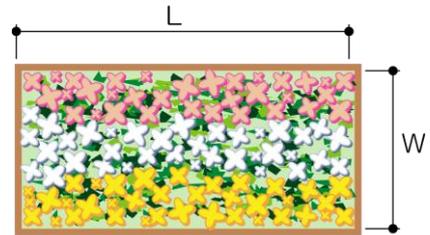
補助資材を使用しない場合 $W3 \times 1\text{m}$ （1m未満の場合）

$W4 \times H3$ （1mを超える場合）

カ 建築物の屋上で、樹木等の植物が生育するための土壌、その他の資材で表面が覆われている部分で、維持管理が十分される見込みのものの水平投影面積。

キ 草花等の植物が生育するための土壌、その他の資材で表面が覆われている部分で、維持管理が十分される見込みのものの水平投影面積（花壇等）。

※ 登はん性植物と組み合わせたパーゴラ（藤棚等）については、その設備の水平投影面積とします。



$L \times W = \text{緑化面積}$

ク 芝、その他の地被植物などで表面が覆われている部分で、維持管理が十分される見込みのものの水平投影面積。

ケ のり面の保護のために造成された雑草地で、維持管理が十分される見込みのものの水平投影面積。

コ 緑化ブロックや芝生保護材を用いた駐車場の水平投影面積。

サ 透水性舗装やグラウンドの水平投影面積の10%。

● 緑化面積の算定時の注意

- 緑化面積は、公道に接する場合の生け垣を除き、水平投影面積とします。
- バルコニー、出窓などの下部（水平投影部分）の植栽については、緑化面積に算入できません。
- 樹種が高木でも、低く刈り込んで使用する場合は低木として、また、生け垣として使用する場合は生け垣として扱います。
- 苗木床、野菜畑、温室・ビニールハウスなどは植栽された土地とは見なしません。
- 調整池で、常時は水が無く、芝生地などとする場合で、維持管理が十分なされる見込みのものにあつては緑地として扱います。
- 屋上やベランダなど、建築物と一体ないし堅固に固定された植栽地に植栽された部分は緑地として算入できます。
- プランターや鉢などの容易に移動可能な植栽地に植栽されたものは緑地として算入できません。
- 噴水、水流、池、滝、築山、彫像、灯籠、石組、飛石、日陰棚（植栽のないもの）などの修景施設は、緑化面積に含めません。ただし、歴史街道景観エリア等において、敷地内に緑地を確保することが難しいと判断される場合は、周辺の景観に調和した板塀、土塀等の立面積を緑地として計上することができます。